

子育て政策課

葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正について

1 経緯

令和8年4月1日付「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」により、これまで都が行ってきた私立幼稚園や幼保連携型認定こども園の職員による虐待が疑われる事案に関する届出・通告の受理、その後の事実確認等の事務が、区に移譲された。

これにより、区においても、私立幼稚園や幼保連携型認定こども園における虐待が疑われる事案への対応を行う必要が生じることから、当該事案について児童福祉審議会（権利擁護部会）に報告等を行うため、部会設置要綱を改正するもの

2 児童福祉審議会（権利擁護部会）への報告対象施設

新規	幼稚園（私立※）、幼保連携型認定こども園
既存	児童養護施設、里親、一時保護施設等 保育所（区立・私立）、認可外保育施設、学童保育クラブ（区立・私立）、 児童館等

※区立幼稚園は所管行政庁が都のため対象外

3 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正

(1) 施行日

令和8年5月21日

(2) 新旧対照表（該当箇所抜粋）

別紙のとおり

葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱 新旧対照表（案）

改正案	現行
第1条 略 （常設の部会） 第2条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。 2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の登録をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (2) 里親の登録の更新又は継続が不当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。 (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。 3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 令第31条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。 (2) 法第33条の15第1項<u>又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認</u>	第1条 略 （常設の部会） 第2条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。 2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の登録をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (2) 里親の登録の更新又は継続が不当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。 (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。 3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。 (2) 第33条の15第1項の規定による<u>被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての</u>報告

<u>定こども園法」という。) 第27条の6第1項(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。) 第28条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> の規定による報告を受け、法第33条の15第2項<u>又は認定こども園法第27条の6第2項(教育法第28条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)</u>に規定するその報告に係る意見を述べること。 (3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。 (4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。 4 児童福祉施設部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに	を受け、法第33条の15第2項に規定するその報告に係る意見を述べること。 (3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。 (4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。 4 児童福祉施設部会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。 (3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに
--	--

当たって、諮問を受けて答申すること。 (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 5 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第6条第1項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。 第3条～第6条 略 付 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 付 則 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。 付 則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。	当たって、諮問を受けて答申すること。 (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 (7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。 5 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第6条第1項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。 第3条～第6条 略 付 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 付 則 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。 付 則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
--	--

付 則 この要綱は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。	
--	--